

広島県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年四月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道御幸松永線	福山市山手町四丁目四一九番一三地从先から福山市山手町四丁目四三二番五地先まで	平成二十四年四月一日